

東京地方裁判所 令和●●年（○○）第●●号 還付金等請求事件
国側当事者・国
令和3年8月24日棄却・確定

判 決

原告	X
同訴訟代理人弁護士	堤 禎
被告	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
指定代理人	別紙1 指定代理人目録のとおり
被告	Y1
同訴訟代理人弁護士	山本 純一
同	曾我部 豪
被告	Y2 税理士法人
同代表者代表社員	A
同訴訟代理人弁護士	土肥 勇

主 文

- 1 被告Y1は、原告に対し、1163万5275円及びこれに対する平成28年10月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告と被告Y1との間に生じた費用は被告Y1の負担とし、原告とその余の被告らとの間に生じた費用は、原告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告国は、原告に対し、1058万5275円及びこれに対する平成28年10月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告Y1及び被告Y2 税理士法人は、原告に対し、連帯して、1163万5275円及びこれに対する平成28年10月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

原告は、大和税務署長に対して相続税の更正の請求を行い、これに対する更正がされたことにより過誤納金及び還付加算金合計1058万5275円（以下「本件還付金」という。）に係る還付請求権（以下「本件還付請求権」という。）を取得したところ、本件還付請求権の行使について、相続人の1人である被告Y1（以下「被告Y1」という。）は、原告の同意を得ずに、原告名義の被告Y1宛ての本件還付金の受領に係る委任状（以下「本件委任状」とい

う。)を作成し、これを被告Y2税理士法人(令和2年12月25日の名称変更前は、税理士法人B会計事務所。以下、名称変更の前後を通じて「被告税理士法人」という。)を通じて大和税務署長に提出した結果、被告国は、本来原告に対して支払うべき本件還付金を被告Y1に支払った(以下「本件支払」という。)

本件は、原告が、本件支払は還付金受領に係る代理権を有しない者に対してされたため効力がなく、本件還付請求権は消滅していないと主張して、被告国に対し、国税通則法56条1項に基づき、本件還付金1058万5275円及びこれに対する平成28年10月26日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、被告Y1及び被告税理士法人に対して、共同不法行為に基づき、本件還付金の額に弁護士費用105万円を加えた損害金1163万5275円及びこれに対する不法行為の後の日である平成28年10月26日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実(争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

(1) 当事者

ア 原告は、C(以下「C」という。)及びその妻であるD(以下「D」という。)の長男であり、被告Y1は兩名の二男である。CとDの間には、他に、長女のE(以下「E」という。)及び二女のF(以下「F」という。)がいる。(乙1)

イ A税理士(以下「A税理士」という。)は、被告税理士法人の代表者であるとともに、主に被告Y1の依頼を受けて、本件における修正申告や還付の請求等の事務を行った者である。

(2) Dの死亡及び相続

Dは平成20年9月●日に死亡し、これによりC、E、原告、被告Y1及びFを相続人とする相続(以下「第1次相続」という。)が発生した(乙1)。

C、E、被告Y1及びFは、平成21年7月●日、Dの遺産に係る遺産分割が未了のまま、大和税務署長に対し、第1次相続に係る相続税の申告(以下「本件当初申告」という。)をした(乙2、弁論の全趣旨)。

他方、原告は第1次相続に係る相続税の申告をしなかったため、大和税務署長は、平成22年3月26日付けで、原告に対し、第1次相続に係る相続税の決定処分をし、原告は、同処分に従って相続税の納付をした(乙3、弁論の全趣旨)。

(3) Cの死亡及び相続

Cは、平成24年1月●日に死亡した。これにより、E、原告、被告Y1及びF(以下、この4名を「本件相続人ら」という。)を相続人とする相続(以下「第2次相続」といい、第1次相続と併せて「本件各相続」という。)が発生した。

(4) 本件各相続に係る遺産分割

東京家庭裁判所は、本件各相続に係る遺産分割に関する各調停申立事件及び寄与分を定める処分の調停申立事件(以下、これらを「本件各調停事件」という。)がいずれも不成立となったため、平成27年7月28日、これらに関する審判をし、その抗告審である東京高等裁判所は、平成28年2月23日、同審判の一部を除き抗告を棄却する旨の決定(以下「本件遺産分割決定」といい、本件各調停事件から同決定に至るまでの手続を「本件遺産分割手

続」という。)をし、これにより本件各相続に係る遺産分割が確定した(甲7の1及び2)。

本件遺産分割決定の結果、第1次相続に係る相続税については、本件当初申告と比較すると、Cの取得する遺産が大幅に減少することになったため、これに伴う減額更正によりCについては還付請求権が生じることとなった。そして、第1次相続の後にCが死亡して第2次相続が発生したことにより、Cの相続人である本件相続人らが上記還付請求権を各4分の1の割合で相続することとなった。他方、第1次相続に係る本件相続人らに固有の相続税及び第2次相続に係る相続税については、本件遺産分割決定を踏まえた修正申告又は更正がされることにより、追納義務あるいは還付請求権が生じることとなった。(甲2、3、5、乙4、5、丙1)

(5) 本件相続人らによる更正請求等

ア 原告は、平成28年6月18日、大和税務署長に対し、第1次相続に係るCの相続税について、自ら作成した更正請求書(以下「本件更正請求書」という。)を提出して、更正請求を行った(以下「本件更正請求」という。甲1)。

イ 被告税理士法人(担当はA税理士)は、平成28年6月22日頃、本件相続人ら(ただし、別途手続を行うことになったFを除く。)から税務代理の委任を受けた旨の税務代理権限証書(そのうち、原告に係るものを「本件権限証書」という。)を添付して、大和税務署長に対し、第1次相続に係る相続税の修正申告書(以下、上記税務代理権限証書等の添付書類を含め、「本件修正申告書」といい、これによる修正申告を「本件修正申告」という。)及びCに係る更正請求書を提出した(乙4、5)。

なお、被告Y1は、本件修正申告書の提出とともに、本件修正申告に伴いE及び原告に追納義務が発生した相続税合計2578万3000円を支払った。このうち原告が納付すべき金額は480万2400円であり、これは被告Y1が立て替えたものである(以下「原告追納分の立替払」という。)(丙2、6、弁論の全趣旨)。

ウ 被告Y1は、本件更正請求に基づき更正を受けることにより発生する本件還付金の受領に関し、原告が被告Y1にその受領を委任する旨の平成28年8月2日付け委任状(本件委任状。甲4)について、原告名下の押印を原告の同意なく行い、これを被告税理士法人に交付した。被告税理士法人は、同月3日、本件委任状を大和税務署に提出した。

(6) 大和税務署長による更正及び本件支払

ア 大和税務署長は、平成28年8月31日付けで、本件更正請求及び他の相続人らによる更正請求に基づき、第1次相続に係るCの相続税について減額更正をし、その頃その旨を原告を含む本件相続人らに通知した(甲2。以下「本件更正処分」という。)

イ 本件更正処分によって、第1次相続に係るCの相続税について過誤納金及び還付加算金が発生し、原告は、その4分の1に相当する1058万5275円(本件還付金。内訳は、過誤納金1056万5575円、還付加算金1万9700円)に係る本件還付請求権を取得した(甲3)。

ウ 大和税務署長は、平成28年10月26日、原告に対して支払うべき本件還付金を、本件委任状においてその受領権限を有するとされていた被告Y1に支払った(本件支払。乙7)。

エ なお、大和税務署長は、本件更正処分と同日の平成28年8月31日付けで、第1次相続に係る原告固有の相続税について減額更正(以下「別件更正処分」という。)をし、こ

れにより発生した過誤納金8万1300円（以下「別件還付金」という。）を原告に直接支払った（甲6の1及び2）。

(7) 本件訴えの提起

原告は、令和元年9月11日、本件訴えを提起した（顕著な事実）。

(8) 被告Y1による供託

被告Y1は、原告に対して、本件還付金の金額と原告追納分の立替払の金額との差額である576万3175円（以下「本件差額分」という。）を支払うとしてその受領を求めたところ、原告に拒絶されたので、令和2年3月23日、事務管理における事務の処理に当たって原告に引き渡すべき金員として、本件差額分及びこれに対する平成28年10月27日から令和2年2月3日まで年5分の割合による利息95万3208円の合計670万6383円を、東京法務局に供託した（以下「本件供託」という。丙3～5）。

3 争点及び当事者の主張

本件における争点は次のとおりであり、これらに関する当事者の主張の要旨は、別紙2のとおりである（同別紙で定義した用語は、本文でも用いる。）。

(1) 被告Y1の不法行為責任（本件還付金の受領に係る事務管理の成否）

(2) 被告税理士法人の不法行為責任

(3) 本件還付請求権の存否（本件還付請求権は、本件支払により消滅したか。すなわち、被告Y1が本件還付金の受領権限を有していなかったことについて大和税務署長が善意無過失であったか否か。）

(4) 原告の損害

(5) 本件供託の効力

(6) 被告国に対する附帯請求の当否

第3 当裁判所の判断

当裁判所は、被告Y1については不法行為責任が認められ、原告の被告Y1に対する請求には理由があり、これを認容すべきであるが、被告税理士法人の不法行為責任は認められず、また、原告の被告国に対する本件還付請求権は民法478条に基づく弁済により消滅したから、被告税理士法人及び被告国に対する請求にはいずれも理由がなくこれらを棄却すべきものと判断する。その理由の詳細は、以下のとおりである。

1 認定事実

前記前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

(1) 本件各相続に係る遺産分割の経緯

ア Dは平成20年9月●日に死亡し、これにより第1次相続が発生した。被告Y1は、平成21年1月9日、東京家庭裁判所にDの遺産の分割に関する調停を申し立て、Fは同人の寄与分を定める処分の調停を申し立てた。（前提事実（2）、甲7の1及び2）

イ C、E、被告Y1及びFは、平成21年7月21日、第1次相続に係る相続税の申告をし、原告は、平成22年3月26日付けで、大和税務署長から第1次相続に係る相続税の決定処分を受けて相続税の納付をした（前提事実（2））。

ウ Cは、平成24年1月●日に死亡し、これにより第2次相続が発生した。本件相続人らは、第2次相続に係る相続税について申告をした。また、被告Y1は、同年2月2日、東京家庭裁判所にCの遺産の分割に関する調停を申し立てた。（前提事実（3）、甲7の1

及び2、丙1)

エ 本件各調停事件はいずれも不成立となったため、審判手続に移行し、東京家庭裁判所は、平成27年7月28日、これらに関する審判をしたところ、Eを除く本件相続人らが即時抗告をした。抗告審である東京高等裁判所は、平成28年2月23日、本件遺産分割決定をした。

なお、本件遺産分割手続において、原告は、被告Y1が遺産のほとんどを既に独り占めていることから、E、原告及びFの3名で遺産を分割すべき旨を主張した。また、同手続における主な争点は、財産の評価のほか、本件相続人らの特別受益及びFの寄与分であった。

(以上につき、前提事実(4)、甲7の1及び2)

(2) 被告Y1による本件提案書の送付等

ア 被告Y1は、本件遺産分割決定を受け、被告税理士法人に相談したところ、同決定から4か月以内に修正申告を行う必要があること、修正申告及び減額更正がされることにより、全体としては過納となっている税金が還付される状態にあることが分かった。もっとも、第1次相続に関しては、C分の過納を除くと、被告Y1が約350万円程度の過納、他の本件相続人らが不足という状況にあり、修正申告を行うことについて必ずしも利害が一致しなかった。そこで、修正申告によって最も利益を受ける立場にあった被告Y1としては、本件相続人ら全員の追納税額と還付金額との差額から諸費用を控除した残額を本件相続人らに均等に分配したいと考え、その旨の提案(以下「等分案」という。)を記載した平成28年5月19日付けの本件提案書を作成し、E、原告及びFに送付した。(丙1)

イ 本件提案書の送付に対し、Eは書面をもって等分案に賛同し、Fは独自に修正申告を行う旨の回答をしたが、原告は何ら応答しなかった。被告Y1は、修正申告の期限が迫っていたことや、原告が等分案に同意しなくても、原告に係る追納税額と還付金額との差額について精算すれば足りると考え、被告税理士法人(A税理士)に対しては、原告からは口頭で承諾を得たと説明した上で、原告名義の被告税理士法人宛ての税務代理権限証書(本件権限証書)を作成して同法人に送付した。(丙2、7、8、弁論の全趣旨)

(3) 原告による本件更正請求

ア 原告は、平成28年6月18日、大和税務署長に対し、第1次相続に係るCの相続税について本件更正請求をした。本件更正請求書は原告が自ら作成したものであり、同請求書の「還付を受けようとする銀行等」欄には原告名義の銀行口座を指定する旨の記載がある一方、更正を求める課税価格や税額は具体的に記載されておらず、根拠となる資料の添付もなく、「添付した書類」欄に「共同相続人Y1の提出の書類の記載のすべてを援用する。」との記載(以下「本件援用記載」という。)があるのみであった。なお、本件更正請求書の「更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項」の欄には、「争続のため、資料がなく、資料の調査、添付、計算、記載ができない」と記載されていた。原告は、本件更正請求をしたことについて被告Y1に連絡せず、被告Y1も被告税理士法人も、原告が本件更正請求をした事実を知らなかった。(前提事実(5)ア、甲1、弁論の全趣旨)

イ 被告税理士法人は、平成28年6月22日頃、大和税務署長に対し、本件修正申告書、F以外の本件相続人らに係る税務代理権限証書(原告に係る本件権限証書を含む。)、Cに係る更正請求書及び本件遺産分割決定に係る決定書正本(写し)を提出した。また、被

告Y1は、同日、原告追納分の立替払をした。（前提事実（5）イ、丙2、6、弁論の全趣旨）。

（4）本件委任状作成の経緯

ア 大和税務署資産課税部門の担当者は、本件修正申告書等を検討した結果、「納税義務等の承継に係る明細書」と題する書面において、Cの還付金に関する指定相続分が被告Y1 4分の3、F 4分の1と記載されており、受取場所として被告Y1名義の銀行口座のみが記載されていたことから、原告が被告Y1に対して本件還付金の受領を委任しているようにも読めたため、平成28年7月28日、A税理士に対し、電話で、原告に本件還付金の受領を被告Y1に委任する意思があるのであれば、別途、本件還付金の代理受領に関する委任状の提出が必要になる旨の説明をした（乙4、8、弁論の全趣旨）。

イ A税理士は、上記アの説明を踏まえ、第1次相続に係るCの相続税についての本件還付金の受領に関する一切の事項につき原告が被告Y1に委任する旨の本件委任状（ただし、押印部分を除く。）を作成して、被告Y1に送付し、原告の押印を得た上で送り返すよう求めたところ、被告Y1は、原告に連絡を取ることもなく、本件委任状中の原告が押印すべき欄に自ら押印して、被告税理士法人に返送した（甲4）。

ウ 被告税理士法人は、原告に直接連絡して本件還付金に係る受領権限の付与につき確認することなく、被告Y1から送られてきた本件委任状をそのまま大和税務署に郵送した（甲4、弁論の全趣旨）。

（5）本件更正処分及び本件支払

大和税務署長は、平成28年8月31日付けで本件更正処分をし、同年10月26日、原告に対して支払うべき本件還付金を、本件委任状においてその受領権限を有するとされていた被告Y1に支払った（本件支払）。なお、本件支払をしたことは原告にも通知されている。（前提事実（6）ア、ウ、甲3、丙2）

（6）別件還付金の支払

大和税務署長は、本件修正申告書の記載により、第1次相続に係る原告固有の相続税の納付が過大であったことが判明したことから、職権で減額更正（別件更正処分）を行ったが、その還付金8万1300円（別件還付金）の受領を原告が他の者に委任したことをうかがわせる事情はなかったことから、原告に直接支払った（前提事実（6）エ、甲6の1及び2、弁論の全趣旨）。

（7）被告Y1から原告への報告

被告Y1は、平成28年11月10日頃、E及び原告に対し、本件修正申告を行ったこと及び還付金の受領を受けたことを報告し、Fを除く本件相続人ら3名に係る追納税額と還付金額との差額から諸費用を控除した残額885万9925円を3等分した295万3308円を上記3名に均等に分配する旨を申し入れた（丙2）。

2 争点（1）（被告Y1の不法行為責任〔本件還付金の受領に係る事務管理の成否〕）について

（1）被告Y1が原告の承諾を得ずに、原告が被告Y1に本件還付金の受領を委任する旨が記載された原告名義の本件委任状を偽造し、大和税務署長から本件還付金の支払（本件支払）を受けてこれを受領したことは、当事者間に争いが無い。

（2）被告Y1は事務管理の成立を主張するが、原告は自ら本件更正請求を行い、自己名義の銀

行口座を受取口座として指定する（認定事実（3）ア）など、本件還付金を自ら受領しようとしていたものであり、本件還付金の受領という事務を被告Y1が行うことについては、原告にとって何らの必要性もないものといえ、かかる行為が原告の意思及び利益に反することは明らかというべきである。したがって、被告Y1が本件還付金を受領したことについて事務管理は成立しない。

これに対し、被告Y1は、同被告において本件修正申告やこれに伴う原告追納分の立替払を行うことによって初めて原告は本件還付金を受領することができたと主張する。しかし、被告Y1が本件修正申告に当たり原告名義の被告税理士法人宛ての税務代理権限証書（本件権限証書）を作成したこと（認定事実（2）イ）や原告追納分の立替払をしたこと（同（3）イ）が、原告が本件還付金の還付を受けるために必要な事務であり、これらの事務に関して事務管理が成立する余地があるとしても、上記に説示したとおり、本件還付金の受領についてまで被告Y1が原告に代わって行う必要性はなかったのであるから、被告の上記主張は本件還付金の受領に関する事務管理の成立を認める理由とはならない。

（3）よって、被告Y1は、上記（1）の行為について不法行為責任を免れないというべきである（以下、被告Y1の原告に対する上記不法行為を「本件不法行為」という。）。

3 争点（2）（被告税理士法人の不法行為責任）について

（1）被告税理士法人（A税理士）は、本件還付金の受領を委任する旨の本件委任状について原告の押印を得た上で送り返すよう被告Y1に依頼したところ、被告Y1が送付してきた原告名下に押印のある本件委任状をそのまま大和税務署に郵送している（認定事実（4）イ、ウ）。

（2）もっとも、本件修正申告に先立ち、被告Y1がE、原告及びFに送付した本件提案書には、本件相続人ら全員の追納税額と還付金額との差額から諸費用を控除した残額を均等に分配するという等分案が記載されていたところ、原告からは、これに賛同する旨の書面は送られてこなかったものの、Fのように独自に修正申告を行う旨の回答はなく、そのほか等分案に反対するような反応も見られなかったのである（認定事実（2））から、被告税理士法人において、被告Y1から原告の口頭承諾があったと聞いて（同イ）これを信じたとしても、不合理であるとはいえない。そして、本件提案書における等分案につきE及び原告が承諾したことを前提とすると、本件修正申告によりE及び原告が追納すべき相続税を被告Y1が立替払し、これら3名が受けるべき還付金を被告Y1が一括して受領することには相応の合理性があるといえるから、被告税理士法人が、原告から本件委任状への押印を得ることを被告Y1に依頼し、被告Y1から返送された本件委任状における原告名下の押印が原告の意思に基づくものであると信じてそのままこれを大和税務署に提出したことは、ごく自然な流れであったといえることができる。

一方、原告は、自ら本件更正請求を行い、その請求書に本件還付金の受取口座を自己名義の銀行口座とする旨の記載をしていたが、被告税理士法人も被告Y1も、原告が本件更正請求をしたこと自体を知らなかったものであり（認定事実（3）ア）、大和税務署の担当者によるA税理士への電話説明においても、同担当者が本件更正請求及びその請求書における上記銀行口座の記載について言及したとはうかがわれない（認定事実（4）ア）から、被告税理士法人において本件委任状の原告名下の押印が原告の意思に反してされた可能性を疑うべき事情があったということもできない。

以上によれば、被告税理士法人が本件委任状を大和税務署に提出するに当たって原告に対する意思確認をすべき注意義務を負っていたということとはできず、被告税理士法人にはこの点に関する過失は認められない。

- (3) これに対し、原告は、被告Y1と原告との間には対立関係があることや、被告税理士法人が本件修正申告に当たり本人の署名押印を求める税理士法33条1項の規定に違反したことをもって、被告税理士法人が不法行為責任を負う根拠として主張する。

しかし、仮に本件遺産分割決定に至るまでの経緯において被告Y1と原告との間に対立関係があったとしても、同決定により本件各相続に係る遺産分割は確定しているのであり、同決定に基づく本件修正申告を行って追納分を上回る還付金を得るという点では両者は共通の利益を有していたとみることができるから、遺産分割の経緯において対立関係があったというだけでは、被告税理士法人において本件委任状の原告名下の押印が原告の意思に反してされた可能性を疑うべき事情があるということとはできず、本件についてそのような事情が認められないことは上記(1)に説示したとおりである。

また、税理士法33条1項違反の主張についても、そもそも本件修正申告を行うこと自体は、これにより追納分を上回る還付金を得られるものであって原告に不利益をもたらすものではなく、原告が主張するような行政法規違反があったとしても直ちにこれが原告に対する不法行為を構成するものとはいえない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

- (4) 以上によれば、被告税理士法人は原告主張の不法行為責任を負わないから、原告の被告税理士法人に対する請求は、その余の点を判断するまでもなく理由がない。

4 争点(3) (本件還付請求権の存否〔本件支払に係る被告国の善意無過失〕)について

- (1) 本件支払をした被告国(大和税務署長)において、被告Y1が本件還付金の受領権限を有していなかったことにつき悪意であったことを認めるに足りる証拠はない。

そこで、本件支払に係る被告国の過失の有無について検討すると、①原告が自ら作成した本件更正請求書には、本件還付金の受取口座を原告名義の銀行口座とする旨の記載がある一方で、共同相続人である被告Y1が提出した書類の記載の全てを援用する旨の記載(本件援用記載)があったこと(認定事実(3)ア)、②その後被告税理士法人により提出された本件修正申告書には、原告が被告税理士法人に税務代理を委任する旨の本件権限証書が添付されるとともに、Cに係る還付金額の4分の3(本件相続人らのうち修正申告を別途行ったFを除く3名が受領する分)について被告Y1が受領する旨の記載があったこと(認定事実(3)イ、(4)ア)、③これらの事実関係を踏まえ、大和税務署長(同税務署の担当者)は、被告税理士法人(A税理士)に対し、本件還付金の受領に係る委任の意思を明らかにするための委任状の提出を求めたこと(認定事実(4)ア)、④これを受けて、被告税理士法人から本件委任状が提出されたこと(認定事実(4)ウ)が認められる。

このように、大和税務署長は、本件修正申告書が提出された段階では被告Y1の本件還付金の受領権限の有無に疑義があったことから、被告税理士法人を通じて本件委任状の提出を求め、その提出がされてから本件支払を行ったものである。そして、本件委任状における原告名下の押印が原告の意思に反してされた可能性を疑うべき事情は、上記3に説示したとおり被告税理士法人との関係でも認められないところ、大和税務署長との関係でこのような事情があったとは尚更認め難い。

そうすると、大和税務署長において本件支払をしたことには過失も認めることができず、被告国は本件支払について善意無過失であったというべきである。

- (2) これに対して、原告は、①本件更正請求書と、本件修正申告書及び本件委任状とでは、原告名下の印影が異なること、②別件還付金は原告に直接支払われていることなどに照らせば、被告国には過失があると主張する。

しかし、一般に、同一人物が複数の印鑑を使用することは希少な現象とはいえず、同一名義人に係る複数の書類において印影が異なるからといって、それだけで直ちにいずれかの書類が不正に作成されたことを疑うべきものということとはできない。

また、本件還付金は第1次相続についてCに生じた還付請求権を本件相続人らが各4分の1の割合で承継した結果原告が取得したものであるところ、別件還付金は、第1次相続に係る原告固有の相続税の納付が過大であったことが判明したことによるものであり、別件還付金の受領を他の者に委任したことをうかがわせる事情はなかったこと（認定事実（6））に照らせば、別件還付金が原告に直接支払われたことは本件支払における過失の根拠となるものではない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

- (3) 以上のとおり、被告国は、被告Y1が本件還付金の受領権限を有していなかったことについて善意であり、かつそのことに過失はないと認められるから、本件支払は、債権の準占有者に対する弁済について定める民法478条により弁済としての効力を有し、これにより本件還付請求権は消滅したものである。したがって、原告の被告国に対する請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がない。

5 争点（4）（原告の損害）について

- (1) 被告Y1の本件不法行為により、上記4のとおり原告は本件還付請求権を失うこととなったから、本件還付金額1058万5275円が損害となる。

被告Y1は、原告追納分の立替払について損益相殺をすべきであると主張するが、この立替払による原告の利得は、被告Y1による本件還付金の受領という本件不法行為と同じ原因によって生じたものではないから、損益相殺をすることはできない。

- (2) 原告が被告Y1に対する損害賠償請求権を行使するために相当因果関係のある弁護士費用は、上記損害金の1割に相当する105万円と認められる。

- (3) よって、本件不法行為による原告の損害額は、合計1163万5275円となる。

6 争点（5）（本件供託の効力）について

上記5のとおり、原告の被告Y1に対する損害賠償請求の範囲は、遅延損害金を考慮しなくても1163万5275円に及ぶところ、被告Y1が弁済を申し出て実際に供託した金額は、本件還付金額と原告追納分の立替払金額との差額（本件差額分）及びその利息の合計額である670万6383円にすぎないから、本件供託による免責の効力は生じない。

第4 結論

以上のとおり、原告の被告Y1に対する請求には理由があるから、これを認容することとし、被告税理士法人及び被告国に対する請求にはいずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官 清水 知恵子
裁判官 横地 大輔
裁判官 定森 俊昌

(別紙1)

指定代理人目録

前川 悠、須波 敏之、猪俣 翔太、小林 徹、八野 沙絵

以上

争点に関する当事者の主張の要旨

1 争点(1) (被告Y1の不法行為責任〔本件還付金の受領に係る事務管理の成否〕)について

(被告Y1の主張の要旨)

- (1) 東京高裁が行った本件遺産分割決定によって、第1次相続に関して全体で1378万6700円の相続税の過払いがあること及び第2次相続に関しては375万9000円の相続税の不足があることが判明した。すなわち、修正申告等を行うことによって、差引き1000万円ほどの還付となることから、修正申告は、本件相続人ら全員において、本件遺産分割決定から4か月以内に行う必要があった。もっとも、本件相続人らの中には修正申告により利益を受ける者と不利益を受ける者がいたことから、足並みをそろえるために全体の差引額を相続人で頭割りすることとした。そこで、被告Y1は、平成28年5月19日、E、原告及びFに対してその旨を記載した「相続税の是正申告について」と題する書面(丙1。以下「本件提案書」という。)を送付したところ、原告からは回答がなかった。
- (2) 被告Y1としては、期限内に修正申告をしないと還付が受けられなくなることから、仮に原告が全体の差額の4等分を拒絶した場合でも、原告が受け取るべき還付金と原告が納めるべき追納分との差額を原告に支払えばよいとの考えの下、原告から委任があったものとして原告名義の本件委任状を作成したり、原告追納分の立替払を行ったものであり、被告Y1がこのような事務をしたことによって、原告は還付を受けられることになった。
- (3) 以上のとおり、被告Y1は、原告の事務である本件修正申告、原告追納分の立替払及び還付金受領の手続を義務なくして行ったが、事務の性質に従い、最も原告の利益に適合する方法で行ったことから、民法上の事務管理が成立し、違法性が阻却される。

(原告の主張の要旨)

被告Y1による原告追納分の立替払は被告Y1が自ら還付金等を受けるために必要であったために行ったものであり、原告のために行ったものではない。

また、仮に被告Y1による原告追納分の立替払が事務管理に該当するとしても、本件支払に当たっては原告の意思を無視して原告の委任状(本件委任状)を偽造しているものであり、その違法性は阻却されない。

2 争点(2) (被告税理士法人の不法行為責任)について

(原告の主張の要旨)

- (1) 被告税理士法人は、原告から委任を受けていないにもかかわらず、還付金の受取口座として被告Y1が保有する銀行口座が記載された本件修正申告書を作成し、これに伴い偽造された原告名義の被告税理士法人宛の税務代理権限証書(本件権限証書)を作成して大和税務署長に提出した。さらに、被告税理士法人は、被告Y1が偽造した本件委任状を大和税務署長に提出し、被告Y1が本件還付金の受領権限を有する旨大和税務署長に誤信させた。
- (2) 被告税理士法人は、被告Y1と原告とが対立関係にあり共同して本件修正申告をすることができないことを把握しており、また本件修正申告書は被告Y1が本件還付金を受け取る内容であって、原告と被告Y1との利害が相反していることからすれば、被告税理士法人としては、これらの書類の作成や提出に当たり原告の意思の確認をすべきところ、これを怠った

ものであり、また、本件修正申告書の作成に当たり本人の署名押印を求める税理士法 33 条 1 項の規定に反して、A 税理士がこれらを作成しており、重大な過失がある。

(被告税理士法人の主張の要旨)

- (1) 本件修正申告書の作成に当たり、平成 28 年 5 月 19 日、被告 Y 1 が他の相続人らに対して本件提案書を送付したところ、被告税理士法人は、原告が同提案に同意した旨被告 Y 1 から聞いていたので、被告 Y 1 に対して本件修正申告書及びこれに添付すべき本件権限証書の原告の押印部分の作成を被告 Y 1 に依頼した。これに対して、被告 Y 1 からこれらの提出があったので、被告税理士法人は、原告から税務代理の委任を受けたものと認識していた。実際、原告が作成した本件更正請求書には、「共同相続人 Y 1 の提出の書類の記載の全てを援用する。」と記載されている。
- (2) 税理士法 33 条 4 項には「署名押印の有無は、当該書類の効力に影響を及ぼすものと解してはならない」と規定され、また税務申告の実務の運用としても本人の署名押印は厳格に求められていない。
- (3) 原告は、本件修正申告書の提出及び原告追納分の立替払によって本件更正処分を受けることができたものであり、修正申告義務と納税義務を否定し、本件還付金の受領権限のみを求めるのは不合理である。

3 争点 (3) (本件還付請求権の存否〔本件支払に係る被告国の善意無過失〕) について (被告国の主張の要旨)

- (1) 債権者の代理人と称して債権を行使する者も民法(平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの。以下同じ) 478 条にいう債権の準占有者に当たる。
- (2) 原告は、本件更正請求書を提出したところ、同請求書には更正を求める課税価格や税額、根拠となる資料等書類の添付が一切なく、「添付した書類」欄に「共同相続人 Y 1 の提出の書類の記載のすべてを援用する。」と記載されていた。また、本件修正申告書には本件権限証書が添付され、第 1 次相続に係る C の相続税について課税価格や税額等の記載があり、その根拠となる本件遺産分割決定の決定書が添付されていた。
- (3) 本件更正請求書には還付金の振込口座として原告名義の銀行口座が記載され、本件修正申告書には F を除く本件相続人らの還付金の受領先として被告 Y 1 の銀行口座のみが記載されていた。そこで、大和税務署の担当者は、本件修正申告書の記載内容から原告が本件還付金の受領を被告 Y 1 に委任する意思があることもうかがわれたため、被告税理士法人(A 税理士)に対して、原告が本件還付金の受領を被告 Y 1 に委任する意思があるのであれば、別途、本件還付金の代理受領に関する委任状の提出が必要であると説明したところ、本件委任状が被告税理士法人から提出された。なお、納税者から税務代理権限証書が提出されている場合においては、税務署の職員はまずその代理人に対して連絡をすることが通常であり、本件もこれと同様の対応を行った。
- (4) その後、被告税理士法人から郵送で本件委任状が提出され、本件委任状には委任者欄に原告の住所と氏名が記載され、「●●」の印影による印章による押印があり、外観上、偽造されたものであることをうかがわせるものはなく、本件修正申告書の記載との整合性があって、その信用性を高めていた。
- (5) 本件更正請求書の原告の署名押印と本件修正申告書の原告の署名押印との筆跡や印影を照合することを求める法令又は通達等の根拠はなく、そのような実務上の取扱いもない。実際、

国税の還付事務においても同一の納税者が異なる印鑑を使用することもあるし、その事務が大量かつ反復的に行われるところ、これを迅速かつ適正に処理する必要があるという租税法関係の特殊性にもかんがみると、かかる照合をすべき一般的な注意義務は課されていない。

(6) 大和税務署長は、平成28年8月31日付けで、第1次相続に関する原告固有の相続税に係る減額更正（別件更正処分）を行い、これにより過誤納金8万1300円が発生した（別件還付金）が、これは職権で行ったものであり、原告から代理受領等の意思表示がなかったことから原告に直接支払ったものにすぎず、本件支払と異なる取扱いをしたことは被告国の過失を根拠付けるものとはいえない。

(7) 以上のとおり、大和税務署長は、本件支払において、被告Y1が本件還付金の受領権限を有していると信じており、かつそう信じたことに過失はない。

(原告の主張の要旨)

(1) 本件更正請求書の原告名下の印影と本件委任状の印影は異なっており、本件委任状が偽造されたことをうかがわせる不審な外観である。

(2) 本件更正請求書には、原告は「共同相続人Y1の提出の書類の添付のすべてを援用する。」と記載しており、被告税理士法人に税務代理権限を与える意思がなく、また被告Y1と共同して修正申告をする意図がないことが示されている。また、同書面には本件還付金の振込先として原告が希望する銀行口座が記載されている。

(3) 本件修正申告書の記載からもFが被告税理士法人に税務代理を依頼していなかったことが明らかであり、修正申告に当たり共同相続人間で対立関係があったことがうかがえる。また、本件修正申告書における原告の署名の筆跡と印影は、本件更正請求書のものとは明らかに異なっているし、本件修正申告書に記載された還付金の受取口座は被告Y1名義の口座で、本件更正請求書に記載された原告名義の口座とは異なるものであった。

(4) 大和税務署長は、別件過誤納金は原告本人に直接支払っているところ、これと比べてはるかに高額であり1000万円を超える本件還付金を被告Y1に代理受領させることは原告として不合理な意思表示であるから、これも被告Y1の代理受領権限を疑うべき事情である。

(5) これらの事情からすれば、大和税務署長としては、これの異同から、被告Y1が原告から委任を受けていたかどうかを疑うことは容易であったにもかかわらず、これらを看過し、原告本人に対し委任の有無について確認することを怠っており、大和税務署長には過失がある。

4 争点(4) (原告の損害)について

(原告の主張の要旨)

(1) ア 本件支払によって、原告は本件還付金1058万5275円を受領する権限を失ったから、同額が損害となる。

イ 本件訴訟のために必要な弁護士費用は105万円である。

ウ よって、損害額は1163万5275円となる。

(2) 被告Y1による原告追納分の立替払は不法行為と同一の原因による利益には当たらず、損益相殺の対象とはならない。

(被告Y1の主張の要旨)

原告には被告Y1が原告追納分の立替払をしたことにより480万2400円の利得が生じているから、損益相殺により同額を損害から控除すべきである。

(被告税理士法人の主張の要旨)

被告税理士法人による本件修正申告書の作成・提出、さらには被告Y1が原告追納分の立替払をしなければ、原告は本件還付金を受領できる法的地位を得ることはできなかったものであり、被告税理士法人の行為によって原告はいかなる損害も受けていない。

5 争点（5）（本件供託の効力）について

（被告Y1の主張の要旨）

被告Y1が本件還付金を受領したのは事務管理によるもので、違法性はない。

被告Y1は、原告に清算すべき本件差額分を供託した。よって、原告の損害賠償債務は消滅している。

（原告の主張の要旨）

被告Y1が受領した本件還付金は1058万5275円であり、受領日から供託日までの3年101日分の遅延損害金は173万3844円であるから、本件供託はその一部にすぎない。また本件供託における供託原因においても不法行為による損害賠償債務について触れていない。

よって、本件供託はその要件を満たしていない。

6 争点（6）（被告国に対する附帯請求の当否）について

（被告国の主張の要旨）

国税通則法56条に基づく過誤納金の返還に当たっては、民法の不当利得等の適用はなく、同法58条1項2号、租税特別措置法93条2項及び同法95条の規定が適用されるため、これらの規定に基づく還付加算金が発生するにすぎない。

以上